

第六 各事項の適用範囲

ADR に関する基本的な法制を整備することとした場合には、ADR に関する基本的な法制の枠組みについて、基本的事項、一般的事項、特例的事項のそれぞれについて、大枠として、「第一 検討の対象とする ADR の範囲」における ADR のうち、どのような範囲の ADR を適用対象とすることが適切かという点を検討する必要がある。

ADR に関する基本的な法制の適用範囲について、これまでの検討では、総論として、次のような指摘がなされている。

基本的事項については、国として ADR を社会における紛争解決機能の拡充を図る上で重要な役割を果たすものと位置づけ、その健全な発展のための法的基盤を提供するものである。したがって、規定を置く場合には、提供主体や手続類型を問わず、幅広い手続を対象とすることを原則とすべきではないか。

一般的事項については、ADR の提供体制や手続の公正性・信頼性を確保するための法制整備を目的とするものである。したがって、

- i) どのような種類の手続に適用するかという点については、項目に応じた検討が必要ではないか。
- ii) また、どのような主体が提供する手続に適用するかという点については、すでに個別法の規定がある司法型・行政型 ADR は除かれてもよいのではないか。

特例的事項については、ADR に一定の法的効果等を付与することによって利用を促進することを目的とするとともに、こうしたいわば訴訟とも競争できるような ADR の存在により、利用者にとって、より多様な選択を可能にするとともに、ADR 全体に対する信頼性の向上にもつながることを期待するものである。したがって、規定に応じて、対象となる手続は自ずと限定されてくるのではないか。

以下では、これまでの検討状況を踏まえて、ADR に関する基本的な法制を整備する場合における、基本的、一般的、特例的事項のそれぞれの適用範囲について、更に検討を深めるべき論点を掲げている。

【論点 41】

基本的な法制を整備する場合、基本的事項、一般的事項、特例的事項、調停手続法的事項の各事項の適用範囲として、次のような基本的枠組みを念頭に置くことについて、どう考えるか。

基本的事項は、原則として、すべての ADR 及び相談手続を適用範囲とする。

一般的事項は、原則として、民間部門が提供する ADR 及び相談手続を適用範囲とし(個別法令に別段の定めがある場合を除く。)、必要に応じて、規定ごとに適用対象の絞込みを検討する。

特例的事項は、原則として、民間部門が提供する ADR 及び相談手続について、規定ごとに、適用範囲を検討する。

調停手続法的事項は、原則として、民間部門が提供する調停・あっせんを適用範囲とする。

趣旨

ADR に関する基本的な法制として各事項を規定する場合には、それぞれを規定する目的に照らし、いずれの提供主体による、いずれの種類の手続を適用範囲とするかについて、その大枠についての考え方を示すものである。

具体的には、基本的事項は、およそ ADR・相談手続全般に共通する基本理念等であるから、原則として、ADR 等の提供主体や手続の種類にかかわらず、適用されるべきものと考えられる。

他方、他の事項については、以下のとおり、適用範囲は限定されるべきものと考えられる。

一般的事項は、ADR に係るサービス提供者と利用者との間の合意(契約)を補完し、ADR の提供体制や手続それ自体の公正性・信頼性を確保しようとする目的で制度の整備を図ろうとするものである。したがって、両者間の関係が法令において律せられている公的部門が提供する ADR 等に適用する必要はないものと考えられる。また、民間部門が提供する ADR 等であっても、個別法令に別段の定めがある場合には、同様の観点から、適用の必要はないものと考えられる。

特例的事項は、行政型 ADR については、おのこの手続や主宰者要件等を設けている趣旨目的等に沿って、固有の政策判断として検討されるべき性格のものであり、同様の規定の整備を考慮し得るときは、これらの ADR を規定する個別法令における制度目的に照らし、ADR に関する基本的な法制の検討を踏まえながら、必要に応じて、個別法令の規定の見直しも検討されるこ

とになるものと思われる。なお、民間部門が提供する ADR 等であっても、その手続等について法令上特別の規定が置かれているものについては、上記の行政型 ADR と同様の考え方によるべきことが適当であると考えられる。

調停手続法的事項は、両当事者間の合意(契約)を補完し、調停・あっせんの利用を促進しようとする目的で制度の整備を図ろうとするものである。したがって、一般的事項と同様の考え方により、原則として、民間部門が提供する調停・あっせんを適用範囲とすることが適当と考えられる。

なお、上記のような考え方に対しては、一般的事項、特例的事項、調停手続法的事項についても、原則として、民間型 ADR と行政型 ADR を区分することなく適用することとしてもよいのではないかという意見もある。